

令和5年地震に係る被災家屋等の解体・撤去に係る申請書の
記載内容変更申請書兼申請書等転用承諾書

年 月 日

珠洲市長

申請者

ふりがな
氏名

自署又は実印

（法人名称・代表者氏名）

住民票住所（事業所所在地）

電話

家屋等の所有者との関係 本人

本人以外（ ）

年 月 日付で令和5年地震に係る 全壊 半壊 家屋等の解体及び撤去に関する要綱に基づき提出した申請書について、下記の内容について変更がありましたので、申請します。

1. 令和5年地震で申請した解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所在地

2. 令和5年地震で申請した解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所有者の氏名
（共有名義の場合は代表者の氏名）

3. 申請した解体、撤去及び処分を希望する家屋の数等及び変更後の数等

① 住宅（変更の有無 有・無）

（変更前）	（ ）棟
（変更後）	（ ）棟

② その他^{※1}（変更の有無 有・無）

（変更前）	（ ）
（変更後）	（ ）

※1 納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗等の種類と、その数を記入してください。

※2 上記のうち、罹災証明書が交付されないものについては、本申請受付後、被害状況の調査を行います。

③ 被災用地への災害等廃棄物の流入及び漂着の有無（ 有 ・ 無 ）

4. 確認事項

- ① 本申請書の対象の家屋等、並びに当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下「家屋、財物等」という。）の解体、撤去及び処分に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、珠洲市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起はしません。
- ② 家屋等の解体、撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。
- ③ 家屋・財物等の解体、撤去及び処分の実施のため、珠洲市及びその委託を受けた者が本申請書の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。
- ④ 本申請書に記載された個人情報その他の情報については、珠洲市が関与する事業に提供することを同意します。
- ⑤ 本申請書に関する内容を確認するため、珠洲市の各課室から必要な情報の提供を受けることに同意します。
- ⑥ 令和5年地震に係る被災家屋等の解体、撤去に係る提出済みの申請書について、当該申請日から令和6年1月1日までの期間において申請書の内容に変更がないことを確認し、転用することを承諾します。
- ⑦ ⑥の申請書について記載されている「令和5年地震」を「令和6年能登半島地震」に読み替えることを承諾します。

上記確認事項に同意し、承諾します。

署名欄

※ 所有者が本人確認書類を提示して自署した申請書を提出する場合は、実印の押印及び印鑑証明書の提出を省略できます。